

営業時間短縮要請【飲食店・第3弾】（8月7日（土）～8月31日（火）） に係る協力金の早期支給分の申請受付を8月18日（水）から開始します

まん延防止等重点措置の適用等に伴い、令和3年8月7日から8月31日までの間、営業時間短縮等の要請に全面的に協力いただける県内の飲食店等を運営する中小事業者等の皆さまに対して、要請期間後に受け付ける申請（以下「本申請」という。）に先立ち、協力金の一部を早期支給します。

この早期支給分の申請受付を8月18日（水）から開始します。

なお、本申請分については、詳細が決定次第、県ホームページ等でお知らせします。
（9月上旬受付開始予定）

1 申請受付期間

令和3年8月18日（水）～8月27日（金）

2 申請方法等

（1）オンライン

- ・県ホームページ（https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00024.html）
上の申請フォームから申し込み（8月18日（水）13時受付開始）



（2）郵送

- ・簡易書留など追跡ができる方法で以下申請先へ送付（8月27日（金）消印有効）
（申請先）
〒370-0811 群馬県高崎市相生町1-1 八十二銀行高崎ビル6階
「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金（早期支給）審査センター」あて

（3）申請書配布期間・配布場所

- ・配布期間：令和3年8月17日（火）～8月27日（金）
- ・配布場所：各行政県税事務所、市役所・町村役場、商工会議所・商工会

3 相談窓口（電話対応のみ）

名 称：群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金相談センター
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日を含む）
電 話：050-5444-6096

4 留意事項

- ・早期支給の申請者は、要請期間終了後に必ず本申請（9月上旬予定）が必要です。
- ・早期支給の申請をせず、要請期間終了後の本申請でまとめて申請することも可能です。